

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）



※本資料は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡、厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課）で示されている内容を基に整理したものです。詳細は同連絡をご確認ください。

注1) 患者が「0410 対応」の記載がある処方箋を持参した場合、備考欄への記載なし（すなわち、通常の処方箋）として取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
 注2) 患者は処方箋を持参せず、医療機関から「0410 対応」の記載がある処方箋がファクシミリ等で送付された場合、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
 注3) 備考欄に記号が記載されていない、または、所定の記号以外が記載されていたり記載内容が不明な場合は、医療機関へ確認の上、適切に対応する。
 注4) 薬剤師が電話等により適切に実施することができないと判断した場合、対面による服薬指導に切り替えるとともに、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。